

令和3年度 いじめ防止基本方針

安中市立秋間小学校

I いじめ防止基本方針策定の趣旨といじめの定義

1 いじめ防止基本方針策定の趣旨

いじめは いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならずその生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本基本的な方針はいじめ防止対策推進法第（平成25年法律第71号）13条に基づき、安中市立秋間小学校におけるいじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

2 いじめの定義

「いじめ」とは 児童等に対して 当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

II 安中市立秋間小学校におけるいじめ防止のための基本方針

1 学校基本方針

秋間小学校の教職員は、保護者・地域・関係諸機関と連携し、「いじめをさせない、いじめを見逃さない、いじめを絶対許さない」を目標に、いじめ根絶に向けて行動する。

いじめの未然防止に向けて、教師から児童への指導はもちろん、児童自身がいじめ防止へ向けて主体的に行動するよう導く。

2 学校基本方針に基づく具体的な方針

(1) いじめ根絶に向けて行動しながら、学校教育目標「育てよう！未来に続く『生きる力』～家庭・地域とともに～」の具体目標②「強くてやさしい心」を達成させる。

(2) 「確かな学力 豊かな人間性 健やかな体」を身に付けた子どもたちを育成する基盤として、いじめのない学校、学級をつくる。

(3) いじめ防止5つの約束

- 1, いじめをしない
- 2, いじめをさせない
- 3, いじめをみのがさない
- 4, いじめをゆるさない
- 5, いじめにまけない

を合い言葉に子どもたちに行動させる。

(4) いじめ防止等に向けて、職員会議における子どもを考える時間・秋間小学校いじめ防止対策委員会・生徒指導委員会・秋間小学校いじめ防止対策委員会を活用しながら組織的に取り組む。

(5) いじめ未然防止のために、子どもの居場所づくり、絆づくりを秋間小学校いじめ防止対策委員会の意見を参考に、学校運営協議会準備委員会を中心に取り組む。

(6) いじめの未然防止、早期発見、早期解消を目指し、保護者や地域、関係機関との連携を密にしながら取り組む。

(7) いじめ防止に関する年間指導計画を基に、先を見通しながら、計画的に教職員・子どもたち・保護者・地域が一体となっていじめ防止に取り組む。

(8) 重大事態に対しては、いじめ防止対策推進法に基づく対応や教育委員会・秋間小学校いじめ防止対策委員会・関係機関と連携しながら対応する。

3 いじめ防止のための組織と連携

(1) 秋間小学校いじめ防止対策委員会

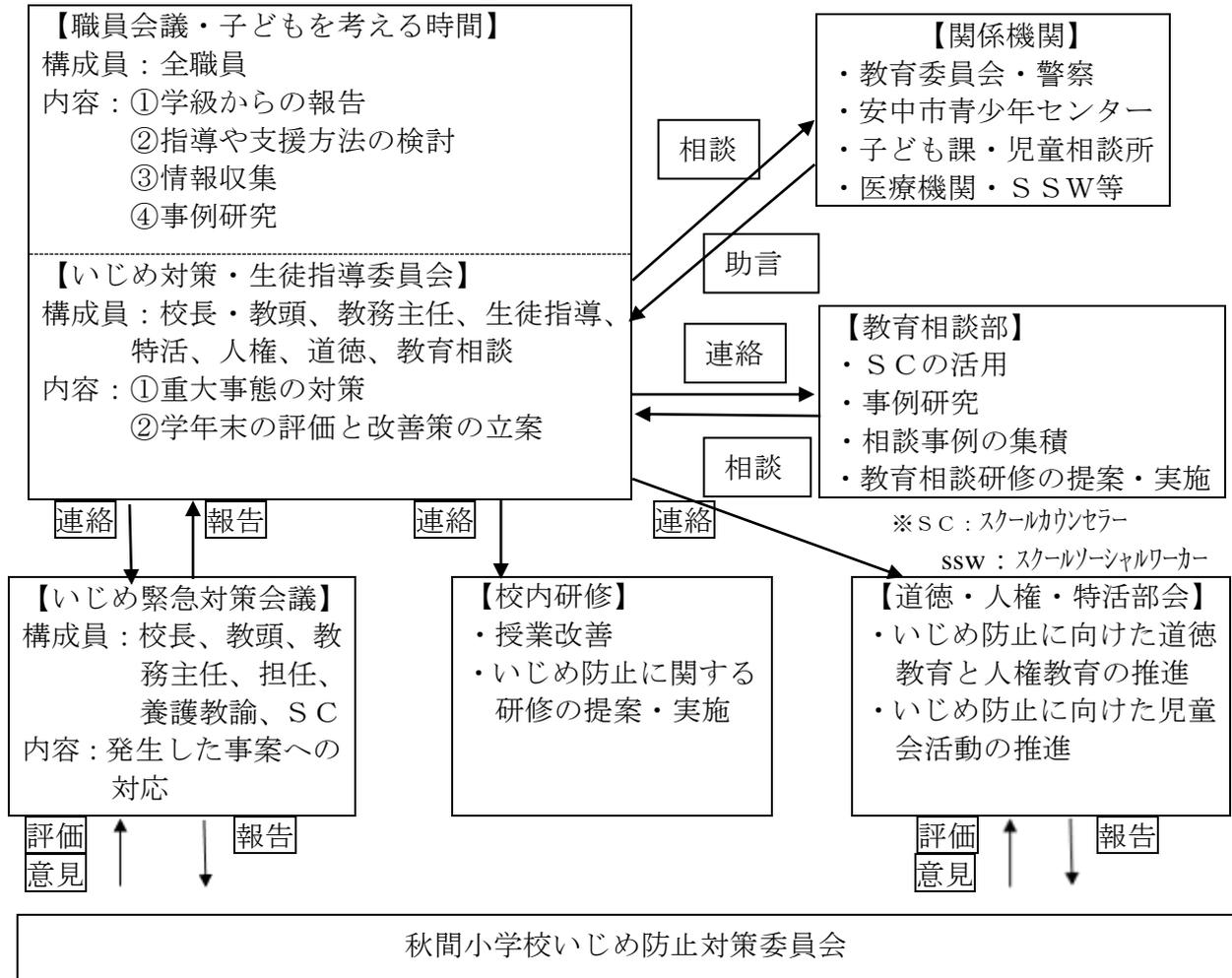
①構成

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・特活主任・道徳主任・人権主任・教育相談担当・養護教諭・スクールカウンセラー・PTA会長・代表区長・秋間駐在所長
 保育園長・学校運営協議会準備委員会代表

②組織の役割

学校基本方針・いじめ防止活動年間計画に基づく取組の実施

(2) いじめ防止のための組織の連携



III 具体的な取組

いじめの未然防止

1 居場所づくり

教職員が子どもたちのために「安心感」「自己存在感」「満足感」などをもたせることができる場所や機会を準備し、いじめができにくい環境を作る。

(1) 学習指導の充実

- 「わかる授業」「楽しい授業」の実施
- 生徒指導の3つの機能「自己存在感を与える授業」「共感的人間関係を基盤とした授業」「自己決定の場を与える授業」を全教職員で取り組む。
- 学習に遅れがちな子どもも活躍できる場を設ける。
- 学習中の失敗や誤答を嘲笑せず、そこから学びを深めていける学習集団づくりを学級経営の要とする。

(2) 環境づくり

- 教室環境では、子どもが所属感を持てる掲示の工夫をしたり、いじめ防止ポスターや標語を学級で作成し、掲示したりする。
- 学校環境では、安中市の「いじめ防止宣言」等を掲示し、いじめ防止の気運を醸成する。
- 学校行事や児童会活動で子どもたちが活躍した様子を学校だより等で紹介する。
- 友達や先生等、相手の立場や思いを意識した正しい人権感覚に基づく言動を指導し、温かみのある言語環境を整える。

(3) 人権教育の充実

- 「常時指導」（常にお互いを大切にしている指導）を全学校生活の場面で行い、それを人権教育の基盤とする。
- 人権教育全体計画や年間指導計画の活用、見直し・改善を通して授業や学校行事等と関連を図りながら取り組む。
- 教職員自身が、子どもたち一人一人を一人の人間として大切にしている姿勢をもつ。

(4) 道徳教育の充実

- 学校の教育活動全体で道徳教育を行い、子どもたちの道徳性をはぐくむ。
- 道徳の時間を通して、善悪の判断、親切・思いやり、相互理解・寛容、公正・公平、生命の尊さなどいじめ防止につながる道徳的価値について考えが深まるようにする。

2 絆づくり

子どもたちの主体的な活動を通して、認められ、役に立っている「自己有用感」を高め友達と関わる喜びを感じながらいじめに向かわない子どもを育成する。

(1) 特別活動の充実

- 学級活動では、いじめの未然防止や解決方法などを話し合い、学級のルールをつくり、一人一人ができることを考え、いじめ防止に主体的かつ具体的に取り組むようにする。
- 縦割り班遊びなどを通して小さい子への思いやりの行動を育む。
- クラブ活動では、役割分担の必要性や異年齢集団のよさを感じさせ、よりよい人間関係を築くようにする。
- 学校行事では、異年齢交流活動や自然や文化に親しむ集団活動を通して、協力の大切さや思いやりの喜びを経験させる。また、すべての子どもが活躍できる場面をつくり、自己有用感を高め、いじめに向かわない子どもを育てる。
- 職員が把握した課題などを基にいじめ問題を主体的に考え、自校のいじめ防止宣言を決定し、全校を上げていじめ防止に取り組む。

3 学校・家庭・地域等の体制づくり

学校の指導体制を充実し、家庭・地域・関係機関の理解と協力を得て、子どもたちの健全育成に取り組む体制づくりを構築する。

(1) 学校体制の充実

- 教職員全員で日頃の子どもたちの様子に目を配り、よい行動を見逃さないで褒め、心配のある子へは手をさしのべ、自力で解決できるように支援する。

- 子どもたちの様子、家庭環境、友人関係などの情報を放課後の職員室等で教職員同士が共有し、組織的に指導、支援する。
- いじめの未然防止を目的とした校内研修を実施する。（道徳の授業改善・いじめ事案の共通理解等）

(2) 幼保・中学校との連携

- 幼保小、小中の連携を大切にし、子どもの生活の様子、家庭環境、生育歴等の情報を交換し、スムーズに入学、進学できるようにする。

(3) 学校・家庭・地域の連携

- 学校だよりやHPを利用して学校の様子を常に発信しておく。秋間小学校いじめ防止対策委員会を中心に、秋間小コミュニティ・スクール運営協議会準備委員会等、地域との情報交換を心がけ、児童のいじめに関わる情報をキャッチできる態勢を整える。
- 保護者会や学級だよりを通して、学校はいつでも気軽に見学できることや些細なことでも相談できる場であることを周知しておく。
- 警察とは万引き防止教室、巡回指導等を通して普段から連携を図っておく。教育委員会には、報告・連絡・相談をこまめに行う。安中市役所各課とも相談する機会を持つ。
- ICT 教育計画に情報モラル教育を位置づけ、携帯電話、スマートフォン、SNS、ゲーム機、PC等については、情報モラル講演会を設けたり警察等からのリーフレットを活用したりして、その利便性と危険性の両面を知らせていく。保護者の意識を高め、家庭と連携をとれるようにする。

いじめの早期発見

1 いじめを発見する手だて

(1) 教師と児童との日常の交流を通じた発見

- チャンス相談、休み時間、給食、昼休み、放課後等

(2) 複数の教員の目による発見

- 「子どもを考える時間」の確保による情報共有
- 子どもたちが普段行かない場所へもこまめに校内巡回を行う。

(3) アンケート調査

- 年間 12 回毎月「生活アンケート」を行うほか、前後期 2 回の学校評価の中にも「いじめ」の項目を設けて評価する。
- 心理検査「C&S」の実施

(4) 教育相談を通じた把握

- 2 学期後半に担任と保護者の面談期間を設ける。その他、随時子どもや保護者対象に教育相談を行う。
- スクールカウンセラーによる教育相談、助言。

2 学級内の人間関係の客観的な把握

- 教師間の情報交換、「C&S」の結果を活用した教育相談、改善へのアドバイス

3 いじめを訴えることの意義と手段の周知

- SOS の出し方教育を学級活動年間指導計画に位置づける。
- 学校へのいじめの訴えや相談方法を家庭や地域に知らせておく。

- 学校の電話番号、メールアドレス等
- 関係機関（いじめ・生徒指導相談室、安中市青少年センター、子ども課、安中警察等）
関係機関の連絡先、相談カードの利用

4 保護者や地域からの情報提供

- 日頃からいじめに対する秋間小の考え方や取組を保護者や地域に周知し、共通認識をした上で、いじめの早期発見に協力をお願いする。連絡ノート等担任からの些細な情報も見逃さず、しっかり対応する。
- 保護者が子どもの変化を読み取れるよう「チェックポイント」やいじめを発見した際の学校への連絡方法も知らせておく。

いじめ解決への対応

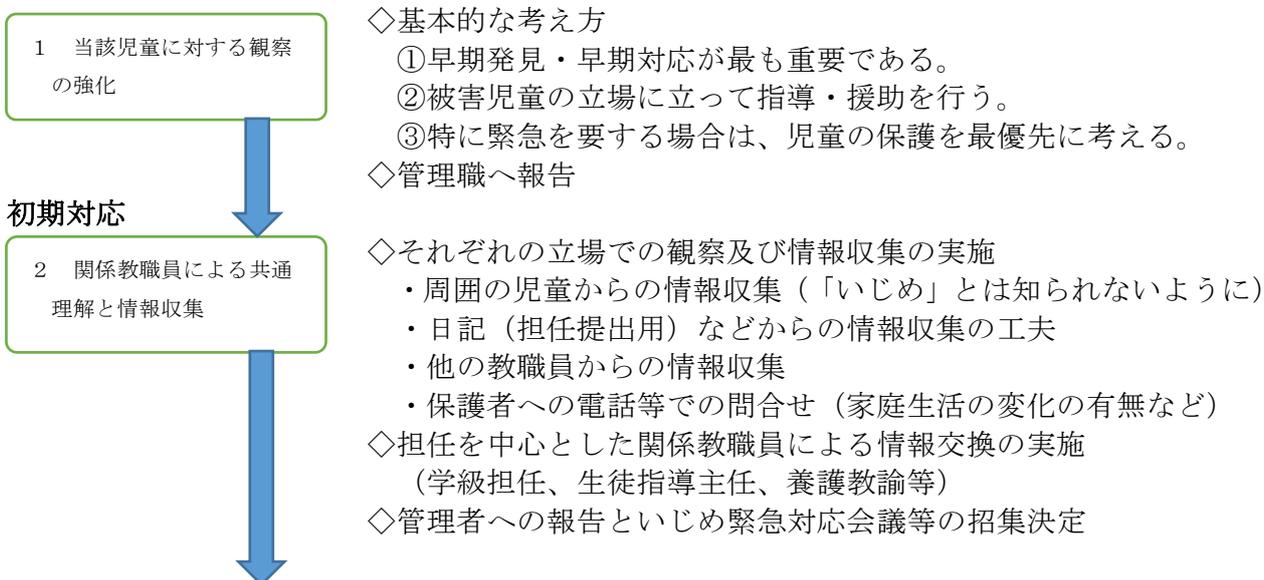
1 基本的な考え

- いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの児童にも起こりうることであり、認識のもと、職員で情報を共有し複数（組織）で対応していく。
- 早期に対応し、早期解消を目指す。
- 保護者と連携して解消への手立てをとる。
- 必要に応じて関係機関に連絡・相談し、連携をとる。
- 校長は、いじめを行っている児童に対して、教育上必要と認めるときには、出席停止制度を適切に運用していく。

2 問題解決までの過程

いじめ 問題解決までの過程

- 具体例
- ① ある児童が休み時間等に孤立しているように見えたので、どうしたのか尋ねたところ、「みんなから仲間はずれにされている」と訴えてきた。
 - ② 児童の保護者から「子どもがいじめられて困っている」と申し出があった。
 - ③ 他の教師から「〇〇さんがいじめられているとの情報がある」と連絡があった。
 - ④ 自殺をほのめかす行動や行為、言動が見られた。



会議

3 いじめ対策委員会等の開催と対応方針等の決定

- ◇いじめ緊急対応会議等の招集
- ◇いじめ緊急対応会議等で必要となる資料の項目例

- ①被害児童の氏名（年組）
- ②加害児童の氏名（年組）…複数の場合は全員
- ③いじめの状況（日時、場所、人数、いじめの態様や集団の構造等）
- ④いじめの動機や背景（状況から推測される場合も含む）
- ⑤被害児童と加害児童の言動や特徴
- ⑥保護者や教職員が有する情報
- ⑦周囲の児童の状況等

- ◇対応策検討上の留意点
 - ・多角的にいじめの原因や対応の在り方等について検討する。
 - ・全校を挙げて分掌組織を機能させながら取り組む。
 - ・調査や指導・援助等はチームを組んで組織的に対応する。
- *対応策決定までに調査や事実関係の把握を繰り返す必要がある場合には、状況に応じていじめ対策委員会等を数回開催する。

具体策

4 方針に沿った指導・援助の実施

- ◇被害児童の保護者への説明と協力依頼
 - ・家庭訪問によりいじめの概要を説明し、学校の誠意を示す。
 - ・解決に向けた学校の対応方針等への理解を得て、協力を依頼する。
- ◇被害児童に対して
 - ・被害児童の側に立つ。（本人を守る姿勢を示す）
 - ・親身になって話を聴く。（批判的・評価的な態度は見せない）
 - ・今後の対応の在り方を本人と相談しながら決めていく。
- ◇加害児童に対して
 - ・いじめの事実を確かめ、いじめの意識の有無を確認する。
 - ・意識的にいじめている場合にはその非を指摘し、納得させる。
 - ・意識がない場合にはいじめられている側のつらさを教える。
- ◇周囲の児童に対して
 - ・いじめの不当性を指摘し、いじめを止めさせたり教師に伝えることは正義に基づいた勇気ある行為であることを理解させる。
 - ・いじめていた児童への二次的ないじめが起きないように指導する。

事後

5 事後指導と保護者との連携

- ◇事後指導
 - ・被害児童及び加害児童の継続的観察
- ◇保護者との連携
 - ・双方の家庭への観察の継続と様子に変化した場合の学校への連絡依頼
- ◇出席停止の検討
 - ・上記の対応を進めたにもかかわらず、執拗ないじめを繰り返すなど学校の指導の限界を超える場合には、教育委員会との相談を踏まえて、出席停止の措置を検討する。

3 重大事態への対応

- 重大事態が発生した場合には、関係した子どもたちばかりでなく、学校全体の子どもたちや保護者、地域の不安や動揺、風評への対応が必要となる。
- 学校だけでは対応せず、必ず教育委員会と密接に連絡を取りながら、迅速で適切な方法

で対応する。

- 子どもたちや保護者への心のケアに努めるとともに、落ち着いた学校生活を取り戻すため、一貫した情報発信を行う。その際、個人のプライバシーに十分配慮する。
- 必要に応じ、SCやSSW等を活用によるケアを行う。
- 児童相談所等の福祉機関や医療機関と連携をとり、法に基づいた調査と報告を行う。

取組の評価・検証

- 学期末に「秋間小学校いじめ防止対策委員会」を開催し、学期ごとの評価を行い、改善策を立てる。
- 学校評価の項目に、いじめ防止への取組の項目を作り、適正に評価していく。
- 学校だよりやHPに「いじめ防止基本方針」を掲載し、保護者や地域に情報発信と啓発活動を行う。

いじめ防止に関する年間計画

安中市立秋間小学校

- *いじめの未然防止に関わること…Ⅰ
- *いじめの早期発見に関わること…Ⅱ
- *いじめの早期対応に関わること…Ⅲ
- *いじめ防止に関する家庭，地域，関係機関等との連携に関すること…Ⅳ

月	具体的な取組	取組上の留意点
4月	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止等のための組織の設置（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ） ○子どもを考える時間（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ） ○生活アンケート（Ⅱ・Ⅲ） ○いじめ防止ポスターの掲示・活用（Ⅰ） ○いじめ防止に関する年間計画の共通理解（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ） ○保護者・地域への「学校基本方針」の周知（Ⅳ） ○ミニ校内研修 「いじめ防止とSOSの出し方対策」（Ⅰ） ○学年間の情報交換，指導の引き継ぎ（Ⅰ） ○生活ルールの確認と 学級のルールづくり及び人間関係づくり（Ⅰ） ○縦割り清掃班活動による人間関係づくりと環境美化（Ⅰ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止対策委員と全ての教職員が学校のいじめ防止基本方針を共通理解する。 ・保護者や地域の方にもいじめ防止等の取組について理解してもらえるように保護者会や学校だより，Webページ等で周知に努力する。
5月	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを考える時間（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ） ○生活アンケート（Ⅱ・Ⅲ） ○「いじめ防止強化月間」「あかるいあいさつ強調月間」 児童会による主体的な活動の実施（Ⅰ） ○アンケート結果を元にした教育相談の実施（担任・SC） （Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ） ○学校行事（修学旅行，妙義宿泊体験学習等）を 通した人間関係づくり（Ⅰ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談を行い，SCと連携を取る。
6月	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを考える時間（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ） ○生活アンケート（Ⅱ・Ⅲ） ○アンケート結果を元にした教育相談の実施（担任・SC） （Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ） ○学級状況調査（C&S）の実施と考察（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ） ○縦割り班活動（レクリエーション）の実施（Ⅰ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童会が中心となり，朝行事等を活用して，異学年交流を行う。 ・子供たちの活躍を，学校だより等で紹介する。
7月	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを考える時間（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ） ○生活アンケート（Ⅱ・Ⅲ） ○アンケート結果を元にした教育相談の実施（担任・SC） （Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ） ○前期学校評価の実施（Ⅳ） ○第1回いじめ防止対策委員会（Ⅳ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価を行い，教職員の取組の振り返りや保護者や子どもたちの意識，地域からの評価の集計を行う。
8月	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを考える時間（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ） ○生活アンケート（Ⅱ・Ⅲ） ○アンケート結果を元にした教育相談の実施（担任・SC） （Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ） ○学校基本方針の見直しと12月までの取組についての検討 （Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ） ○いじめ防止ポスターの作成（Ⅰ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価の結果を元に取組全体の見直しや今後の取組について検討し，夏休み以降の計画を修正する。
9月	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを考える時間（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ） ○生活アンケート（Ⅱ・Ⅲ） ○アンケート結果を元にした教育相談の実施（担任・SC） 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちの実態把握を行い，いじめ防止や早期発見に役

	(I・II・III) ○学校行事 (秋間小スポーツDAY等) を 通した人間関係づくり (I)	立てる。
10月	○子どもを考える時間 (I・II・III) ○生活アンケート (II・III) ○アンケート結果を元にした教育相談の実施 (担任・SC) (I・II・III) ○学校行事 (修学旅行等) を通した人間関係づくり (I)	・各学校行事を通して自己肯定感, 自己有用感を高める。
11月	○子どもを考える時間 (I・II・III) ○生活アンケート (II・III) ○アンケート結果を元にした教育相談の実施 (担任・SC) (I・II・III) ○学級状況調査 (C&S) の実施と考察 (I・II・III)	・2回目の学級状況踏査で1回目と比べた学級の雰囲気や自己肯定感等を把握し学級経営や指導に活かす。
12月	〈 人権強調月間 〉 人権講話, 各委員会の取組, 人権作文, 人権ポスター, 道徳の時間の充実 人権標語, 人権カルタ, 人権 DVD の視聴	
	○子どもを考える時間 (I・II・III) ○生活アンケート (II・III) ○アンケート結果を元にした教育相談の実施 (担任・SC) (I・II・III) ○後期学校評価の実施 (IV) ○「いじめ防止強化月間」「まもろういのち強調月間」 児童会による主体的な活動の実施 (I) ○第2回いじめ防止対策委員会 (IV)	・いじめ防止活動と人権学習を 組み合わせて, 子どもたちの 人権意識をより高める。 ・学校評価の結果を基に取組全 体の見通しや今後の取組につ いて検討し, 冬休み以降の計 画を修正する。
1月	○子どもを考える時間 (I・II・III) ○生活アンケート (II・III) ○アンケート結果を元にした教育相談の実施 (担任・SC) (I・II・III) ○学級状況調査 (C&S) の考察, 改善への取組 (I・II・III) ○いじめ防止子ども会議参加 (I・IV)	・子どもたちの実態把握を行い いじめ防止や早期発見に役立 てる。 ・これまでの取組について情報 共有し, 子ども会議で発表す る。
2月	○子どもを考える時間 (I・II・III) ○生活アンケート (II・III) ○アンケート結果を元にした教育相談の実施 (担任・SC) (I・II・III) ○「きれいな秋小強調月間」 児童会による主体的な活動の実施 (I) ○情報モラル講習会・命を育む講座等の実施 (I) ○縦割り班活動 (長縄跳び) の実施 (I)	・「いじめ防止子ども会議」の発表 の内容を全校児童に知らせる 。
3月	○子どもを考える時間 (I・II・III) ○生活アンケート (II・III) ○アンケート結果を元にした教育相談の実施 (担任・SC) (I・II・III) ○児童会によるいじめ防止活動の振り返り (I) ○第3回いじめ防止対策委員会 (IV) (学校基本方針の見直しと来年度に向けての検討)	・今年度の活動が「いじめ防止 に有効であったか」等を振り 返り, 次年度に向けての取組 に行かせるようにする。